

Title	市域設定と市民の土地取得：リュベック市についての暫定的考察
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.4 (1942. 4) ,p.271(1)- 313(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19420401-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420401-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420401-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學博士 峯岸治三著

# 獨立自尊

B列6號紙裝  
二五八頁口繪二  
定價一圓六〇錢  
内地送料一五錢

内容要目 第一部 獨立自尊 第二部 親族法上より見たる福澤先生

「獨立自尊」の學理的明解

離るゝに従つて愈々秀づるは偉人の精神である。近來、「福澤に還れ」との叫びが敢て教育界のみといはず頗に高き感あるは、國權皇張の福澤精神の永久に新鮮にして常に教へらるゝ處あるが故なりといはなければならぬ。然も一方、先生の「獨立自尊」程、人口に膾炙する半面、誤り解せらるゝこと多きはなし。本書は世に流布せる無根據・無責任なる批評に慨せる慶大法學部教授峯岸博士が、該博なる學殖と豊富なる引例とを以て、幾多の謬論を痛烈に各個擊破して高らかに福澤精神昂揚の凱歌を奏したる快著である。第二部「親族法上より見たる福澤先生」は、夙に江戸時代以來の男尊女卑の陋習打破のために筆に口に婦人の地位向上に努められたる福澤先生の一面を傳へて餘す處がない。

慶應出版社

東京芝區  
三田二ノ一  
電話三三(45)二七一九  
振替東京一八五〇八一

## 三田學會雜誌

第三十六卷

第四號

### 市域設定と市民の土地取得

——リュベック市についての暫定的考察——

高村象平

中世歐羅巴の諸都市は、少くともその初期においては、地方の村落とあまり差異がなかつた。それは市壁内に耕地があつたり、街上に豚や鶏等が放置されてゐたりした事實からしていひ得るばかりではない。多くの都市の住民の大部分は農民より成つてゐたし、又夙にすぐれた商業的地位を確立したやうな都市にあつても、その市民——商工業者——は、或は直接或は間接に農業生産に關與してゐたのである。市民が各自その食料自給を圖ることは、都市の種類を問はず又個々の市民の職業如何に拘らず、中世都市一般において必要とされたところであつた。この意味からして、當初都市と村落との間には著しい相違がなかつたといふのである。

この市民の食料確保といふ必要は、廣くは都市團體の立場から、狭くは個々の市民の利害において、都市領域の

市域設定と市民の土地取得

1 C1712

形成を重要な課題たらしめたのであつた。即ち都市はその周囲の一帯の農地・牧地・草地・林地・河川湖沼等を、該都市の廣義の市域として獲得することを怠らなかつた。Feldmark 或は Stadmark の形成である(註)。こゝには市民の共同地が設定されることもあり、又その土地を都市團體が希望者に開墾せしめたり貸付けたりする場合もあつた。これを市民に賣却した事例も尠なくない。この都市當局の努力と並んで、個々の市民も亦、右の境域内に或はそれから遙か離れた他領内において、土地用益權なり所有權なりを取得した。勿論市民の不動産獲得は、都市團體の行なふところと恆に必ずしも直接關係するものではない。然し食料供給源の確保といふことがその動機となつてゐる限り、彼等の私經濟的な行動も、これを都市當局の公經濟的配慮と等置することが出来る。のみならず、これ等個々の市民の土地に對する權利獲得は、殊にそれが境域外において行なはれた場合には、結局該都市の勢力範圍を擴大することにもなるのであるから、この意味で都市當局の意圖と並び添ふものであつたといふことが出来るのである。

(註) 本稿においてこれ等の語を、「都市の境域」と假譯して使用する。

といふのは、諸都市はその四周の土地を境域とし、これに對する領有權や裁判權を獲得するだけでは満足せず、機會あらばその支配領域の擴大を策したからである。都市がその Feldmark を形成するだけに止まらず、更に他領内にも支配地を設定することを求めたのは、單に前記の如き食料調達といふ必要にのみ基づくのではなかつた。一般にいへば、都市は村落と違つて、商工業を生業とする住民の營なむ聚落である。市民が實際に農耕労働にたづさはらうと又は家畜を飼養しやうと、それ等農業生産は都市を特徴づけるものではない。都市は手工的生産と商品賣買との場所である。従つてこの交易生活の保全は、都市當局者にとつて夢寢にも忽がせにし得ない事項であつた。

しかも周知の如く、中世都市の勃興期には商業や交通の安全を脅かす幾多の障害があつた。道路や水路の劣悪、或は交通要具の幼稚等による自然的障害を別にしても、盜賊騎士の横行、封建權力者の行使する遭難物沒收權、多數の税關の存在等々の社會的阻碍が尠なくなつたのである。こゝに諸都市は相互の間に防禦同盟を結成して對抗した。近隣の領邦諸侯と防護條約を締結してこれに備へることもあつた。然しこれ等の結合は、その殆んどすべてが永續的效果を齎らしてゐない。都市相互の共同防禦行動又は領内和平の盟約にも拘らず、市民そして商人は依然として敵對者の出現に悩まされたし、事實善意の諸侯すらもこの狼藉を防禦し得ぬことが屢々あつた。

かゝる事情の下において、都市は自衛行爲の一つとして、その領域擴大政策をとることを必要としたのである。恐らくそれは、都市の支配領域内の諸村落に、宗教團體なり市民なりの所有地があつた場合、これが或る程度交通の安全に資することを經驗したところに出づるのであらう。しかもその當の都市の支配地が農業地帯に設定されるならば、前記の如き食料供給源として重要な意義を持つことになるし、若しそれが商業路に接した地點に設定されるならば、それは單に交通阻碍を排除するといふだけでなく、同時に都市の生命たる商業の發達にも役立つことになる。こゝに都市當局者の眼はその領域の擴大に、そして特に重要商業路に沿つた土地の獲得に注がれるを得なかつた。

然しながら單なる領域の擴大といふだけならばとにかく——それも亦決して容易なことではなかつたが——商業路に沿つた重要地點の獲得といふことは至難なことであつた。都市の欲する場所は、諸侯にとつてもその領内繁榮の上から手離し得ない重要地點であるを恆とした。領内和平のために、都市との間に安全條約を結ぶことはしても、それ以上にかゝる都市の要求をも易々として容れる諸侯はなかつたといつてよい。然しながら都市の側には、

この難關を打開してその願望を遂げ得る手段があつた。それは都市、従つて市民の有する貨幣である。しかも當時封建権力者は一般に、戦争の頻發、城砦その他の維持、消費水準の向上等によつて、この貨幣の獲得を渴仰してゐたのであつたから、こゝに都市はその豊富な貨幣の行使によつて、要求を貫徹——縦令恆に圓滑に進捗したのでなかつたにしても——することが出来たのである。

交通の安全を保障するための據點設定は、同時に軍事的意義をも持つ。中世都市が一つの獨立した經濟體であるだけでなく、一箇の軍事的單位でもあつたことは總説を要しない。都市成立期における一般的政情の不安定、諸侯相互間の戦争、この諸侯と都市との對立等の情勢の下においては、都市はその備を堅くする必要があつた。周圍一帶の地に廣義の市域を形成することは、この軍事的要求に應ずるためのものでもあつたのである。又例へば都市の境域内において、他者が城砦その他軍事的構造物を建造することを禁ずると共に、既存のそれ等を撤去し得る權利を、國王又は諸侯から得たり、都市が進んでその近接地域に新たに村落を設定したりしたのは、都市の軍事的安全保障といふ意義を持つものであつた。しかもこれ等は、既に一應の境域が存在するといふことを前提として、始めて賦與せられ又は實行せられ得るところである。それだけにこの軍事的意義の上からしても、都市の領域擴大は必  
要視されたのであつた。

經濟的勢力であると同時に軍事的勢力でもあつた中世都市が、雙方の意義を同時に伸長して行つた經過は、その境域設定と擴充との政策のうちにも最も判然と示されてゐる。但しそれが都市の政策として、都市當局者によつて意識的に實行に移されるまでは、該都市の成立後かなりの時日を経てからのことであつた。何となれば、そのためには都市の統治機關が一應なりとも整備されてゐなければならなかつたし、殊に一定の目的地點の獲得の如きは、

都市自體が或る程度の發達を遂げて、都市當局になり又は市民になり、相當の餘力が出来た後に始めて行なひ得るところであつたからである。總じていへば、都市領域擴充を目指した統一的政策は、都市隆盛期において見られる事柄であつた。その草創期には、縦令一部の首腦者の間にこれを意圖する者があつたとしても、實行のための手段が十分でない以上、これを貫徹することは出来なかつた。

然しながら、都市成立期においてもこの種の配慮を全く缺いてゐたのではない。都市の四周に Feldmark 又は Statmark を設定することは、都市創建の頃から既に圖られたことであつて、それは後年に至り都市領域擴充に進む基礎となるものであつた。又都市當局としてこれに専念することが出来ない事情があつた場合——例へば貿易の大中心地たるべき目的を以て建設された都市にあつては、先づ以てその當の目的完遂に傾投せざるを得なかつた——でも、これに代つてその足らざるを補ふ態のものがあつた。それは個々の市民によつて行なはれた土地に對する權利取得である。素より彼等とてもその土地を完全所有するには、相當の資力を備へてゐなければならぬから、當初は所有權を獲得するまでには至らずして用益權の設定に止まるものが多かつた。又彼等をしてこの行爲に出でしめたのは、食料自給なりその他の經濟的目的によるもののみとは限らず、死後の冥福を祈り靈魂の救済を求むるといつた宗教的動機によるものが尠なくなかつた。従つてその土地は、都市の領域形成に好適の場所であるとは限らなかつた。のみならず、それが縦令彼等によつて完全所有された場合でも、即座に又は暫らく後には、宗教團體に寄進されて了ふことが多かつたのである。

但し市民の土地に對する權利取得の全部がこれなのではない。又その權利の設定された場所が、或る特定の場所に集中されてゐないで各地に散在してゐたとしても、それは決して都市領域の形成にとつて無縁のものではなかつ

た。それは、都市の政策實現のための礎石となるべき役割を持つものであつた。従つてこの市民の行動は、自體宗教的或は私經濟的のものであつても、結局都市當局の意圖する政策的目的を充つこととなるものであつた。單に都市當局が爲さんとして爲し得なかつた空隙を満したからではない。都市當局の企圖を代行することによつて、草創期における都市の負擔を減じ、以てその隆盛期に至るや一意領域擴充政策に邁進し得るやう餘力を蓄へしめることになつたからである。但し彼等市民が、個々に土地に對する權利を設けする時に際して、この終局的成果を意識して行動してゐたのではなかつた。

二

本稿における課題は二つ。その一つは、都市成立期における廣義の市域形成過程を北獨逸のリュベック市について概観すること、第二は、同市の市民階級がこの境域に隣接する他領(メクレンブルク侯領、ホルンタイン伯領、ラウエンブルク伯領)内において如何なる程度の土地所得を行なつたかを實證することである。前者においては一五八八年のハインリッヒ公の下における同市新建設以後、一二五〇年ホルンタイン伯からドロオゲンフォアウエルク村を買収して以てその境域設定を二應完了するに至るまでの約百年間を對象とし、後者においては一二三二—一二四〇年の約一世紀を取扱ふ。後者の上限を一二三二年に、下限を一二四〇年に置いたのは、一は後述する如く資料の關係から、他はこの第十四世紀四十年代を以て同市當局(市會)は領域獲得・擴充の計畫的行動を開始するに至つてをり、この四十年代が一劃期をなしてゐるからである。前節において概説したやうに、都市の領域の變遷について考察する場合には、單に境域設定とその間における市民の土地所得とをとりあげるだけでなく、更に進んで都市當局が他領内の特定地點を目指してその支配領域の擴充を劃策し、これに相應する如くに市民も亦土地取得の努

力を該地點に集中するに至る経過までも對象とせねばならないのであるが、本稿においてはこの前半の過程を述べるに止めざるを得ない。それは、後半部分となるべきリュベック市會の政策的行動はとにかくとして、一二三四年以後の市民の土地所得についての資料を整理するまでに至つてゐないからである。これ等はいづれ後に發表する機會を得ることとした。

ところで、リュベックは第十二世紀中葉ザクセン公ハインリッヒ・デア・レウエと西部獨逸の大商人との協力によつて、トラアフェ河とワゲニッツ河とに挟まれたブクウ島上に建設され、ホルンタイン伯領から切り離されてザクセン公直屬の都市となつた。一體この時同市は、ブクウ島の外側に境域と稱せらるべきものを有したのであらうか。他の場所で既に述べたやうに、この一二五八年の建設敷地は、ホルンタイン伯の下において建設(一二四三年)されたものよりは稍々北方に寄つてゐたが(1)、然しそれが廣からぬブクウ島内においてであつたことは變りはない。そしてデットマルの「リュベック年代記」の一二五八年の項によれば、「ハインリッヒ公はアアドルフ伯が共に譲渡せる *Frucht* を都市(リュベック)に與へた」と(2)。この *Frucht* の意味は(3)同じ年代記の一一六三年の項と對照して(4)、特權の附せられた或る土地を市民に與へたと解すべく、又その特權とは用益權と推定されるから、従つてこの場合は市民の共同地として或る土地が賦與されたと考へられる。その土地の在り場所は明示されてゐないが、アアドルフ伯時代以來のものといふからには、ブクウ島内ではなく、島外の或る場所と見てよい。この問題はアアドルフ伯時代の状態を闡明するやうな資料が存すれば容易に解決されるわけである。然しこれに關した資料乃至解説は、少なくとも私の知る範圍では存しない。

従つて創建當時の事情は右の如く確言し得ないが、島外の或る地域が市民の生計のために境域として與へられて

ゐたことだけはいつてよい。そして五年後の一二六三年に至れば、その場所は稍々明瞭になる。即ちこの年についての記録によれば、それは擴大され、都市に接するすべての村のうち二ヶ村を除いた外は、すべての附屬地と権利と共に、ハインリッヒ公から同市に賦與されたのであつた(5)。ここにその地名を掲げる必要はないであらう。以上を要するに、同市は新建設時及びその直後に、都市領主から同市に接する東方のかなり廣い土地を市有地として與へられ、それが市民によつて Feldmark として利用されたのであつた。このことは、同市が西歐と東北歐とを連絡する重要商業中心地たるべくして建設され、従つて同市は貿易を以てその生命とするものであつたにも拘らず、尙市民の日常生活のためには農業に多大の關心を寄せざるを得なかつたことを物語る。前節に述べたやうに商業都市においても、少くともその初期においては市民の食料供給源として境域の設定が重要な意味を持つたのであつた。この後約四半世の間にリュベックは、ハインリッヒ公の手厚い保護と市民の逞ましい努力とによつて、北獨逸の重要な商業中心地となつた。然るに當時の獨逸における政情不安は、皇帝フリードリッヒ一世とハインリッヒ公との間の確執、そして戦争と具體化して行つた。遂に一二八二年九月皇帝軍はリュベックに入城し、ハインリッヒ公は遠く英蘭に亡命した。ここに同市は公の手を離れて皇帝の支配下に入り、königliche Stadt となつたのである(6)。この支配者の交代によつて同市の境域には何等かの變化を生じたであらうか。再びデットマルの年代記によれば、「一二八二年皇帝は市民に従前ハインリッヒ公が賦與したすべての名譽ある Freiheit と權利とを保持することを認許した(7)。即ち Feldmark に對する同市の權利は從來と變更なくこれを領有し得ることを、皇帝によつても亦認められたのであつた。

然しながらハインリッヒ公の保護を離れた後のリュベックには、隣接領邦諸侯の食指が伸びて行つたのである。

その一はホルンスタイン伯であり、他はラッツェブルク伯であつた。前者は、ハインリッヒ公の收入たりしリュベック市の租税を皇帝と兩分することになつたのを機として、公の後繼者と自任し、嘗て公が行なつた如く、バルト海への出口に當るトラアフェムンデにおいてリュベック市出入の商貨から關稅を徵するに至つた。又後者は、リュベック市の Stadmark の境界と用益權とを侵害した(8)。これ等に對してリュベック市は抗議したが容れらるべくもなく、紛争は續いた。遂に八八年皇帝は調停者としてこれに裁斷を下し、同時にリュベック市の享有する諸特權を明示した特權狀を同市に下附したのであつた。先づトラアフェムンデの稅關については、リュベック市はホルンスタイン伯に銀三百マアクを支拂ひ、以てそれを撤去せしめることが出來た(9)。次にこの謂ゆるバルバロッサ特權狀に、「ラッツェブルク伯ベーンハルトが斷念した後我が市民に與へるところのもの」として、又「アドルフ伯が好意を示して同様に斷念したことによるもの」として(10)、リュベック市民に確認された境域とその用益權とについては、前記一二八一年の皇帝認許文書が残存してゐない今日これと比較すべくもないが、それ以前のハインリッヒ公時代のものよりは擴大されたものであつたといひ得る。但しこれは單に同市に對する皇帝の恩寵に基づくものではない。ラッツェブルク伯に對しては不詳であるが、ホルンスタイン伯に對しては前記三百マアクの外に、その領内における用益權獲得の代償としてリュベック市は更に二百マアクを提供したのであつた(11)。

このバルバロッサ特權狀については、その眞偽が問題となり嘗て種々議論された。その詳細については増田四郎教授が説かれたところに譲るが(12)、要するに今日では、現存する文書は一二八八年當時の原本ではなく、一二二五年にリュベックにおいて改竄されたものであることが確認されてゐる。然しながらそれは特權狀全部に互つて行なはれたのではない。レネリッヒ教授によれば「改竄の原因は、都市領主の役人の干涉に對して都市の既の特權を

保全せんとする配慮と努力とに存した。」従つて、「都市領主の役人との關係に觸れぬ箇所の規定は、すべてこれを全く信憑し又それを以て一一八八年のものゝ推定し得るのである」(13)。即ちこの特權狀を、都市領主の權限、更に市會の起源の問題に關して利用することは慎しまねばならないが、それに掲げられたリュベック市の利益境域についての諸特權・諸規定は、これを一一八八年當時の状態を示したものと採用することが出来るのである。

皇帝によつて裁許された同市の Stadmark とは、東方はシテューペニッツ河及びラアデガスト河に至る間、南方はラッツェブルク、メェルンに至るシテュークニッツ地帯、西方はオルデスロエに至るトラアフェ河兩岸各々二哩の土地であつた。前二者の二境域内においてリュベック市の全住民は、その身分の高下を問はず誰人にもあれ、通路及び通路に非ざる場所 (Wies & Heide)、耕地と荒地、自然の河川と人工の池、林地と牧地を利用し得し、又トラアフェ兩岸においては、「伐採地並びに採草地、放牧地の利益を有した」(14)。この外には、トラアフェ河における漁撈權、リュベック市東北方の諸森林の利益權、ホルンシュタイン伯領内における放牧權が明示され、「更に特別の賦與を以て、(身分の)高下如何に拘らず如何なる者も、上記都市(リュベック)の地域の内外における建造物又は要塞によつて、都市を煩はすが如きはこれを許さざることゝ定む。而して誰人にも、都市の境域を何等かの方法を以て水陸孰れにせよ封鎖せんとする時は、彼等(リュベック市民)は我が權威を以てこれを破毀し、その境域を自由ならしむべし」との特權が與へられたのである(15)。

この最後に擧げた、危害を及ぼす恐れある建造物を撤去し得る權利は、リュベック市の安全保障の手段として甚だ重要なものであつた。それは敵性者がこの建造物に據つて同市を壓迫することを防ぐと共に、逆に同市がその周圍に防備のための斜堤を設け得るといふ軍事的意味を持ち、又商業交通の安全を圖り得るといふ經濟的意味をも含

む。のみならずこの撤去權を有することによつて、該境域に對する領有は實を備へたものになる。これあつて都市の Feldmark は始めて實質的な内容を持つのであつた。この意味において、ハムブルグの特權狀は、リュベックの境域設定上甚だ重要な意義を有したといはねばならない。しかもこれに加ふるに同特權狀は、リュベック市民がその Stadmark を越え他領内において、漁撈・伐採・放牧の權利を——一定の制限の下においてではあつたが——享有すべきことを定めたものであつた。これについては次節に述べるが、都市と農村との經濟的交流の必要を明示したものとして把えることが出来るのである。

かくの如くハムブルグの特權狀の賦與によつて、リュベック市はその將來の發展のための基礎を得たのであつた。東西兩歐間の貿易にとつて肝要なトラアフェ河口における妨害物は取り除かれたし、その Stadmark の領有が確保されたばかりでなく、他領内にも市民の日常の生計に必要な權利が設定されたのである。この後しばらくの間に、同市の支配者はめまぐるしく交代した。即ち早くも一八八九年には、英蘭から歸國したハインリッヒ公によつて同市の支配權が奪還されたし、次いで九二年公が再び敗退した後は、同市は名目だけの皇帝都市になつた。それは同市の諸收入が擧げてホルンシュタイン伯の手中に歸し、たゞ領有高權のみが皇帝に屬したからである(16)。これに續いて獨逸國內の政治的混亂に乗じた丁抹勢力がバルト海南岸一帯を占領するや、リュベックは丁抹王の支配の下に置かれた(一二〇二年)。その後二十餘年間、丁抹勢力が獨逸北境から驅逐されるに至るまで、同市は丁抹都市として存在したのであつた。然しながらこの再轉三轉する支配者の推移を経験しながらも、リュベックの境域には殆んど變化はなかつたといつてよい。丁抹の支配を受けることになつてから間もなく(一二〇四年)、同市は丁抹王から特權狀を賦與されてゐるが、それは同市が以前の諸支配者から得てゐる總ての占有物・特權・自由の享有をそのまま認許し

たものであつた。即ちバルッパロッサ皇帝時代の状態は続けられて行つたのである。のみならず一三二六年には、同市に接する西方の土地が丁抹王より贈られ(17)、外國勢力の支配下にありながら却つてその市有地を殖すことにもなつたのであつた。これは同市の對東北歐海上貿易が、丁抹王の保護の下に繁榮したことを對置することが出来やう(18)。

丁抹勢力がホルンクインから驅逐された後、一三二六年リュベックは時の皇帝フリードリッヒ二世によつて帝國自由都市たる榮譽を與へられた。同年六月賦與された特權狀には「リュベック市は永久に自由たるべく、即ち皇帝の支配に直屬し如何なる時もこの直接支配より分つことを得ざる帝國直屬の都市とす」と定め、以て同市が隣接領邦に從屬することなき旨を宣明し、次いで「都市の境域を我が恵みある政府の下において擴張せんと欲し、その境域に附加し賦與するに、都市が下記の地を爾後所有することを以てす」として、その境界が明示されてゐる(19)。その新たに附加された地域は大體同市西方から西北方にかけての「一帯であつた。そしてこれと從來からの Feldmark とにおける同市民の「權利とよき使用とよき習慣」とは、フリードリッヒ一世時代よりこの時に至るまで行使され來つた通りたるべきことが述べられたのであつた。この外に、この特權狀においてリュベック市の境域設定上に關係のあるものは、トラッフェ河口の小島やトラッフェミュンデの燈臺敷地がリュベック都市法の下に置かれること、トラッフェ河兩岸各々二哩以内には皇帝の外にブルクを構築することを得ずと定めたこと等である。これ等がリュベックの發展にとつて價值多き特權であることは、既に言及したところによつて明かである。然し尙この特權賦與を以てしても、リュベックの將來を思ふ時、その市民には不滿の點があつた。それは、トラッフェミュンデ自體がホルンクイン伯領となつてゐることであつた。

従つてこの後同市は、機會ある毎に、このバルト海への出口の獲得を求めたといつてよい。對丁抹戦に事を藉りてこの地を燒拂つたり、轉じてホルンクイン伯と融和する態度に出でたりしたのは、孰れも右の目的を追ふ手段に外ならなかつた。然しトラッフェミュンデを兵火にかけても、これを領有することは出来なかつた。又協調政策も、それが効果を奏するに至るまでにはかなりの時日を要したが、遂に一二四七年に至り、始めて同市はホルンクイン伯よりこの地及び二ヶ村を讓渡され、更に五〇年には他の一ヶ村を得ることが出来たのである(20)。但しその孰れにおいても無償割讓ではない。兩者併せて九百マアクの即時支拂と毎年百マアクの定期金支拂約定によつて、その多年の願望が達せられたのである。

かくて結局最後には一方において同市の資力と、他方においてこの貨幣を必要とする封建權力者の立場とが合致したからではあつたが、こゝにリュベックの四周はその領有する土地を以て圍繞されることになつたのである。即ち同市の境域設定は、ハインリッヒ公の下における建設以來約一世紀を経た後に完成したのであつた。

(1) 拙稿「バルト海都市の建設と都市領土」本誌第三十五卷第五號、三頁及び五頁註(4)。

(2) Dehmer-Chronik von 1105-1276, Nr. 59. Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert, Bd. 19. Leipzig, 1884, S. 15.

(3) 「自由」「特權」「特權の附された場所」等。Vgl. Schaller u. Lübber, Mittelniederdeutsches Wörterbuch, Bd. 5. Bremen, 1890, S. 533.

(4) „Do gaf de hantige sner stat to Lubeke, to deme dat eme greve Alve vor hadde opgelaten, de dorpe alle, gelegen vor der stat over deme Horgenbeke, mit alle deme ackere unde lande dar umme gelegen, bouwe unde



ungelovret, are Yrabelestripe unde Leuren, over de stede der dorpe unde der lant horet myt alleme rechte to der stat Lübeck. (Detmar, Nr. 68 S. 19-20)

(5) 註(4)及び C. W. Pauli, Lübeckische Zustände zu Anfang des 14. Jahrhunderts. Lübeck. 1847, S. 10-11.

(6) Joh. Kretschmar, Lübeck als Reichsstadt. Zt. d. Ver. f. Lüb. G. B. 23. (1926). S. 11.

(7) Detmar, Nr. 110, S. 38.

(8) Max Hoffmann, Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck. Bd. 1. Lübeck. 1889. S. 28-9.

(9) 『中世ドイツの歴史』卷第11号(1911年)「特權狀の成立とその意義」カトマン氏は「ハンノットの「メラマ」條に「記すに、この條は、ハンノットの領土に属するべきものなり」と記す。Ebenda. S. 29.

(10) Urkundenbuch der Stadt Lübeck. Tl. 1. Nr. 7. S. 9.

(11) Otto Oppermann, Untersuchungen zur Geschichte des deutschen Bürgerturns und der Reichspolitik vornehmlich im 13. Jahrhundert. HGSIL. 1911. S. 71.

(12) 曾田四郎、獨逸ハンノット都市ハンノットの成立について、東京商科大学研究年報、經濟學研究(4)、特に一七五頁以下を參照せよ。

(13) Fritz Rörig, Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. Breslau. 1928. S. 20. u. 34. Anm. 58.

(14) Ub. St. Lüb. 1, S. 9.

(15) Ebenda. S. 11.

(16) Hoffmann, a. a. O. S. 29-30.

(17) Ub. St. Lüb. 1, Nr. 15.

9) Vgl. Hoffmann, a. a. O. S. 34. 勿くはハンノット市場におけるハンノット市民の權利確認(1303・1310年)の遺難物沒收權免除の保障(1310年)。

10) Ub. St. Lüb. 1, Nr. 35. S. 46. 1311・1316年の特權狀を Zt. d. Ver. f. Lüb. G. Bd. 23. (1926. S. 48. 以下全文を獨譯せよ。

11) Ebenda. Nr. 123, 124, 158.

III

第十三世紀半ばを以て設定を終つたリュベック市の境域において、同市民が享有した用益は如何なるものであつたらうか。既述の如く一二二六年の特權狀には、それは皇帝ババロッサ時代におけるが如くたるべきものと定められてゐる。然るにババロッサ特權狀には、他領内における用益權については稍々具體的に示されてゐるが、境内のそれについては何等掲げられてゐない。然し他に據るべきものない以上ババロッサ特權狀に記載された特定用益權と雖も、Feldmarkにおける利用方法を窺ふ縁がとるであらう。

先づ同特權狀は漁撈について、「市民及び漁民は、アドルフ伯の養魚場(Septa)を除き、上記オルブスロエ村より海に至るすべての河川湖沼において、ハインリッヒ公の時代に慣はしとせるが如くに漁撈することを得」といふ。これによれば、リュベック市民はザクセン公の都市であつた時からトラアフェ河で漁撈してをり、この舊慣が皇帝文書によつて確認されたのであつた。ところでこの時留保されたホルン伯の養魚地について、バツリ教授は、それがこれから約一世紀半後即ち一二二五、六年頃には、リュベック市民の所有するところとなつてゐたといはれてゐる(1)。これに類するものとして、同市の東側を流れるワッケネッツ河上流においても、領邦諸侯の有

した養魚場が、市民によつて取得された事例が存した。これは前者よりも約五十年ばかり前のことであつたが、リュベック市民はザクセン公からその養魚場を二百八十マックで買入れてゐる(2)。これ等は、後述する市民の土地取得行爲と關聯せしめて一考すべきものであらう。

次にバルバロッサ特權狀に示されてゐるのは、森林の利用權である。曰く「市民は誰人たりとも、グッツォ、クリュッツ、プロオテンの諸森林を利益し得るものとす。従つて燃料に必要とし、並びに造船、家屋建築、その他都市の建造物に要する木材を、これ等(森林)において伐採し得。但し尙堅牢にして役立つ船舶を有し「ながら」、必要なくしてこれを賣却し他(の船舶)を建造し、又は他地の人々に販賣せんがために木材を搬出する如き奸計をめぐらすべからず。」こゝに特記された三箇所は、孰れもリュベックからかなり離れた東北方にあり、同市の Stadmark 内部の森林ではない。然し Stadmark の域内にも林地はあつた。それは豊富であつたとパウリ教授は種々考證されてゐる(3)。このリュベック市近郊の森林における利益方法については不明であるが、それは右の特權狀に示されたところと大差ないものと考へてよいであらう。又家畜殊に豚の飼料として解やぶなの實が用ゐられるが、このための放牧は當然都市に近接する森林において行なはれたと見ねばならぬ。

放牧に關して、バルバロッサ特權狀の示すところは次の如くである。「市民はその豚及び家畜、役畜をアアドルフ伯の全領域において放牧し得。但し豚及び家畜が朝出發してその日のうちに牧地より都市の境域に歸り得る「籠圍たる」べし。」これも亦 Stadmark を越えた他領内における放牧權である。リュベック市にかゝる權利が賦與されたのは、同市における家畜の頭數が多かつたことを意味するといつてよい。エッフィンガー氏は同市の初期の狀態を語つて、「リュベックでは大部分の市民が家畜を飼養した。この點に於いて同市は一般の中世都市と差異は亦

かつたのであつて、小市民たりとも一頭の牝牛又は少くとも一頭の山羊と、數頭の豚を所有してゐた」といひ、これを立證する種々の事例を示されてゐる(4)。

市民の家畜飼養の目的が、肉・乳・バター等の自給にあることは贅言を要さない。これと並んで、といふよりは、これ以上に市民の食料自給上根本的な穀物の獲得は如何なる方途によつたのであらうか。都市の Feldmark の持つ最大の利用價值は、この狹義の農産物供給にあつたとせねばならないが、然し耕地の利用についてはバルバロッサ特權狀も亦何等述べてゐないのである。それは當時尙他領内にリュベック市の耕地が設けられることもなく、従つてこれに關する紛議もなかつたからに外ならない。この頃の同市としては、Stadmark 内の既存の耕地を利用するなり、又は境域内の林地を開墾するなりして、その所要量を充し得たと做してよいであらう。この第十二世紀末葉の耕地の諸關係について私は述ぶべきものを持たないが(5)、次の世紀以後の事情についてはパウリ教授の研究によつてこれを知ることが出来る。

Feldmark 内の耕地は、その位置からいへばこれを(一)狹義の市域に屬する耕地と、(二)Feldmark 即ち廣義の市域内の諸村落の耕地とに分つことが出来、更にその所有關係からいへば、都市の所有財産であるものと個人所有のものとの區別される。經營形態からすれば、市有たると私有たるとを問はず、所有者が直營するものと、所有者から貸付けられたもの(托營)とがあるわけであるが、リュベックにおいては前者即ち都市團體が直接經營することはなく、その所有地はすべて市民又は村落(Feldmark 内の)の農民に貸付けられてゐた。又私有の場合の直營と托營との關係は、Feldmark 内の耕地については、據るべき資料を缺く。従つてこゝには(イ)市有地であつて都市が希望者に貸付けたものと、(ロ)個人が所有權を持つものとの大別して置く。

先づ(一)はすべて市有であるが、かなり早くから私有に轉ずるものを生じたやうである。パウリ教授は、「市域のこの部分では多くの土地が第十四世紀以前に私人の所有地となり、これはその後も續いてゐた」といはれ、市民が都市から數フウフェを購入した事例を若干示されてゐる(6)。この(一)においては、所有權は移轉しても、裁判權は依然都市の手中にあつたこと取ていふまでもない。そして又(一)のすべてが市民に賣却されたものでもなかつた。第十四世紀においても、都市が定期小作契約を結んだものその數尠なしとしない。その小作料は大抵貨幣で支拂はれたが、生産物の場合もあつた。

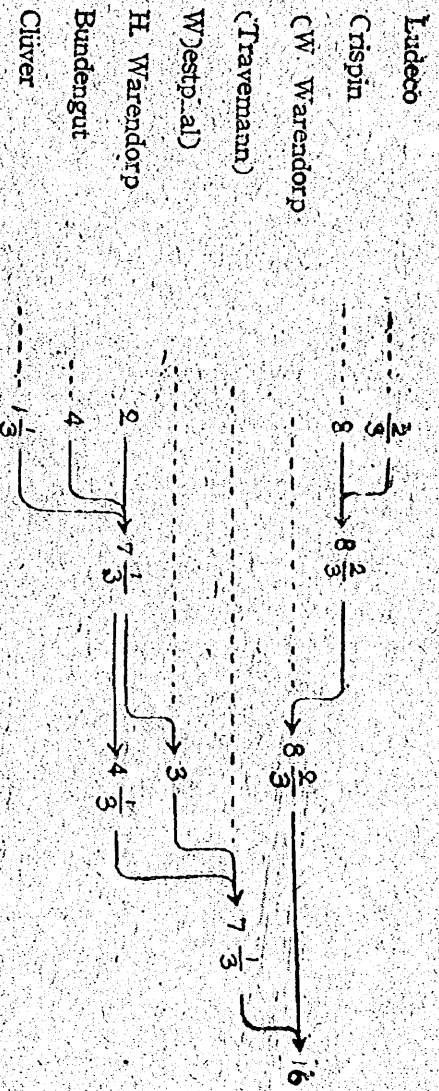
次に(二)について。第十三世紀において Feldmark 内に存する村落の數は九ヶ村(第十四世紀初年には更に一ヶ村が設定さる)であつた。このうち二ヶ村(イスラエル村・リュヴェン村)は前節註(4)に示されてゐるやうに、一六三年當時既に個人所有であり、リュベック市はこれ等に對して領有高權と裁判權とを有するのみであつた。リュヴェン村は長くリュベックのクリスピン家が單獨に所有し、第十四世紀に至つて他の市民に賣却された。これに反してイスラエル村は第十四世紀以前に一度リュベック市の所有になつたが、その後再び市民に賣却された。そして一三一六年には同村(十六フウフェ)は五名の市民によつて分割所有されてゐたのが、その後五四年までの間にワレンドゥプ家が全部所有するやうになつてゐる(7)。然しながらリュベックの境域内の村落において、一ヶ村全部が一個人の手中にあつたのは、右の二ヶ村だけであつた。しかもその一つたるイスラエル村さへも、それがワレンドゥプ家の單獨所有となつたのは、第十四世紀の半ばなのであるから、概していへばリュベックの Feldmark 内においては、土地所有の集中化は——少くとも本稿において取扱ふ期限内において——殆んどなかつた現象であるといつてよいであらう。

右の二ヶ村を除いた残り七ヶ村のうち、三ヶ村は既述の如く第十三世紀中葉にホルンタイン伯から同市が買収したものであり、パウリ教授によれば、更に残る四ヶ村も第十三世紀中葉又はそれより少し後に設定された村落であつたといふ(8)。してみれば、同市建設以來約一世紀の間は、同市の Feldmark の内部には前記私有の二ヶ村以外に村落として存するものはなかつたといふことになる(9)。そして第十三世紀中葉に同市の Feldmark が確立するに至つてから、その地域内に新たに村落設定が始まつた。従つてこれ等諸村落は、リュベック市(即ち市會)がその Feldmark の充實化を意識しての政策的行爲の結晶であつたといふことが出来るのであらう。それは都市の境域擴大に進み行く第一歩たるものであつた。

ところでこれ等七ヶ村は、その成立當初すべて都市の所有するところであつたが、第十四世紀に至る約五十年間に、その大部分即ち五ヶ村は分割賣却されて了つてゐる(10)。その買手は、パウリ教授によれば、農民であつたこととは一度もなく、すべてリュベック市の市民、そして多くは名望ある市民であつた(11)。都市における所有權と同じく Feldmark 内の所有權も市民のみがこれを獲得し得たのである。この他方、賣買されることなく、都市が貸付けてゐる場合(残り二ヶ村)の小作者は、必ずしも市民のみとは限らなかつた。その村落の住民も亦借受けたのである。そして當初は期限を定めることなく貸付けられ、この小作關係は世襲されて行つた。然しこの慣行は貸借關係を不明瞭ならしめるに至つたので、第十四世紀の中葉には、三年毎に契約を更改すること、但し世襲を許さずとの訓令が同市市會によつて發せられてゐる(12)。以上は既存の耕地に關するものであるが、未耕の土地、特に林地を開墾した場合は、當該開墾者は數年の間無償でこの開發耕地を使用することが出来た。そしてその一定期間が経過すると、該地は測量され、各一モルゲンについての小作料が定められ、改めて貸借契約が結ばれたのである。若し

都市がこれを賣却せんとする時には、該開墾者が先買權を有したことはいふまでもない(13)。 Feldmark 内部の耕地について現在私が纏め得るところは、大體右の僅少なものに盡きる。市民の所有に歸した耕地における經營關係が判明すれば、そのものであるが、これは寡聞にして不明である。たゞ後述する市民の他領内に於ける土地取得の事例から推定することを許されるならば、農民に對して別して特異とすべき負擔が課されることはなかつたやうである。然しこれは飽くまでも推測であつて、それ以上は確言することは出来ぬ。

- (1) Pauli, a. a. O. S. 30. Vgl. Ub. St. Lib. 2. Nr. 460.
- (2) 一三〇四年、買主はペトル・マクシム・カウフマン。場所はランゲン・湖の邊。(Ub. St. Lib. 1. Nr. 350.)
- (3) Pauli, a. a. O. S. 8.
- (4) Franz Effinger, Zur Geschichte des Fleischerwerbes der Stadt Lübeck im Mittelalter. Zt. d. Ver. f. Lib. G. Bd. 24. (1927.) S. 162-3.
- (5) G. H. Schmidt, Zur Agrargeschichte Lübecks und Ostholsteins. Zurich. 1887. 124頁の圖説を採らざるべからざる。その圖説は、この圖を未見の人の見せざるべからざる。
- (6) Pauli, a. a. O. S. 22-4.
- (7) 一三二六年一五四年における同村のハウフエ所有者の統合を圖示してみると次の如くなる。數字はハウフエ數。(Pauli, a. a. O. S. 16-18.)



- (8) Ebenda, S. 12.
- (9) この右圖と前節註(4)における“de dorpe alle”とは背馳することになるが、然し後者は單なる部落を指したものであつて、嚴密に村落團體としての意のものを指すのであらう。
- (10) 一三二六年の同市金庫帳簿によると、各村落——この記録には既に十ヶ村になつてゐる——の概況は次の如くである。村落設定の時間的順序に従つて掲げる。尚ほこのハウフエ(又は大モルゲン Jügera magna)と小モルゲン(Jügera parva)とは、ハウフエ教授によれば、和蘭モルゲンとスラヴモルゲンの意であり、その比は大略三對一であつたとす。

境域内の村落名	ハウフエ總數	所有者數	毎ハウフエ價格(マルク)	毎ハウフエ年收入
Israelsdorp	一六	五	八〇	
Löwen	一	一		

市域設定と市民の土地取得

市域設定と市民の土地取得

Krenpelsdorf	一八	七	一〇〇	
Padelinge	一一	六	八〇	
Drogenvorwerk	二〇	八	八〇	
Niendorf	一一	七	三二	
Wiseclo	七	七	六〇	二〇シリング と鶏一羽
Schönboiken	九			
Slucoop	一一	市有		二シリング と鶏一羽
Roggenhorst	九	市有		三マルク
	九 フウフェと ホルゲルゲン	市有		

一一三 (二九二)

- (1) Ebenda. S. 15.
- (2) Ebenda. S. 13-4.
- (3) Ebenda. S. 14-5.

四

境域内部における市民の土地利用は、既述の如くその日常生活の必要に當てることを以て目的とした。このために用益権が設定され、又所有権が獲得されたのである。然し市民の土地所得はこの範圍に止まつてゐない。それは都市の境域を越えて他領内の土地に延びて行く。然しこの場合の取得目的は、境域内のそれと同一ではない。更にそれは、何等かの機縁で贈與を受けての取得でない限り、抵當権の設定によつて獲得するとか、又は貸借關係に基づかず直接購入するとかしての土地取得なのであるから、そのためには一定の餘剰資金を所有してゐなければなら

なす。従つてこの他領内の土地取得は、境域内のそれと同じく、といふよりはそれよりも後れて、始めて發生するものである。

いまリュベック市民の他領内の土地取得とは如何なるものであるかを實際について考察してみよう。資料として先づ「リュベック司教領文書集」第一卷(第二卷以降は未だ上梓されてゐない)を使用し、これが一三四〇年末までの文書を集録してゐるため、次に「リュベック市文書集」第一卷及び第二卷(上下二冊)について、同じく一三四〇年末までの日附のものを採つた。地誌は手許にある次のものを用ゐた。Joh. Friedr. Aug. Dörfer, Topographie des Herzogthums Holstein, des Fürstenthums Lübeck, des Gebiets der freien Hansestädte Hamburg und Lübeck, und des Herzogthums Lauenburg in alphabetischer Ordnung. 4. verb. u. verm. Auf. (Schleswig. 1824) 以下。

その結果が次の二表である。(尚土地取得に關聯するものとして、定期金購入があるが、こゝにはこれには觸れず、リュベック市民による土地取得だけに限定した。)

左の第一表は、リュベック市民が他領内の所有者からその土地を新たに取得したもののみより成る。この他方において、同市民の他領内における所有地がその所有者を變へたことを示した資料がある。新所有者は同じリュベック市民である場合、同市の教會や他領内の宗教團體である場合、隣接封建権力者である場合等、様々である。但しこれについての文書の中には、その土地をそれまで所有してゐたリュベック市民(以下において舊所有者と呼ぶ)が、何時そして誰人からこれを得たのかについて示すものがない。然しそれは、最初彼等が夫々の土地を取得した時の文書が存しないといふだけのことであつて、文書に示された日附よりも以前に、舊所有者が他領の所有者から譲渡を受けたものであることは疑ひない。勿論その舊所有者が他領の所有者から直接これを得たとは限らず、彼はリ

第 一 表					
年	領邦	村 名	フツフエ 数	舊所有者	
1	1231	M <sub>(1)</sub> Dorf Karstane	全 部	Sonnenkamp 修道院	
2	1233	M Degelow	mehre Güter		
3	1257	H Süssau	6	ホルンクイン伯	
4	1270	M Benitz	6	騎士 Eckhard von Ankerhagen 兄弟	
5	1271	M Dorf Güstow bei Stowe	全 部	シュウエリン司教	
6	1271	H Scharbeutz (1) Schürsdorf (2)	全 部 (14) 半 分 (10)	ホルンクイン伯	
7	1272	H Rellin	4½	ホルンクイン伯	
8	1281	M Webelsfelde	7	騎士 Gerhard von Exen	
9	1286	H Teschendorf Dorf Techelwitz	全 部 全 部	ホルンクイン伯	
10	1291	L Wulfsdorf (1) Bleidendorf (2) Dorf Albsfelde (3)	半 分 半 分 全 部	ザクセン公	

表

リュベック市の新所有者	價 額	備 考	出 典
Siegfried v. Brügge		1243年ドーム参事會に賣却	B. 69 B. 88
Bernhard v. Uelzen (R.) <sup>(3)</sup>	30 m. <sup>(4)</sup>	買手及びその妻の死後、 Sonnenkamp 修道院に寄進 すべきものとす。	II. 14.
Alfwil Swarte (R.)	270 m.		B. 128.
Heinrich v. Iserlohn	170 m. slav.	同年マリア教會に寄進。	B. 210, 211
Johannes Frese		1337年にKonrad Bernhard und Reimar von Plesse 兄 弟は Dorf Stowe (下記 11 参照)と Dorf Güstow をリ ュベック司教に賣却すとの 文書あるを以て、この間に 所有者變更せるもの、如し	B. 223 B. 428.
Gerhard v. Bremen (R.)	250 m.	伯は若干の領主權 (Land- wehr, Burgwerk, Grafens- chatz)を除く外上級下級裁 判權及び全所有權を讓渡す 1272年 (1)を聖ガイスト 救護院に讓渡。 1274年 (2)をヨハニス修 道院に賣却。	I. 327. I. 335. I. 352.
Nr. 5 の買手と同じ		ドーム寄進のため購入。	B. 226, 227.
Gottfried v. Cremon		シュウエリン伯は上級裁判 權收入を除いた全權利を讓 渡す。 1310年 彼の死後Schwerin 教會に寄進。	II. 53 u. S. 41. Anm.
Johann Goldoge (R.) Volmar v. Attendorn (R.) Alexander Kerk (R.) Gerhard v. Dale		同年及び1292-1332年にか けてドーム参事會、ベトリ 教會、マリア教會に夫々そ の持分を寄進。	B. 304, 316, 450, 564, 566.
Werner Huno (R.)		彼はこの三村を以前より封 地として有せるも、この年 完全な所有地となす。 1293年 彼の死後その寡婦 は(1) 2)及び Blankensee の持分を Gottfried v. Cr- emon に賣却。 1300年 Cremon はこれ等 をヨハニス修道院に賣却す	I. 573, 574. I. 602. I. 721.

年	領邦	村名	フウフエ数	舊所有者
11	1296	M Dorf Stove	全部	メクレンブルク領主 Heinrich
12	1300	L Dorf Wulmenaw	全部	騎士 Marquard v. Krummesse
13	1301	M Uppen-Velde auf Poel.	1 Hof u. 6 Hufen	メクレンブルク侯
14	1305	H Dorf Eckhorst (1)	全部	騎士 Marquard v. Sandberg
		H Dorf Steinrade (2)	全部	
15	1310	M Dorf Redentin bei Wismar.	7 Hufen u. 1 Kate	騎士 Willekin Hanenstert
16	1313	H Gneversdorf	全部	ホルンシュタイン伯

リュベック市の新所有者	價額	備考	出典
Gerhard Frese	1040 m. slav.	五年間の買戻権付。1311年 Heinrich が同地の所有権を騎士 Helmold von Plesse に賣却すとあるを以て、前記買戻権は行使せられたるものと推定さる。1337年 v. Plesse 兄弟はリュベック司教に賣却。	B. 342. B. 439. B. 628.
Segebodo Crispin (R.)		所有権及び裁判権共。村民は一フウフエに付四グレンデンを納め且つ勞役を給付すべきものとす。	II. 116.
Johann Kaiser (R.)		彼はハインリヒ侯への貸付によつてこの土地を得たるも、尙侯の母 Anastasia に對し多種の穀物貢納の負擔を有せり。	II. 145.
Dietrich v. Alen (R.)	800 m.	但しホルンシュタイン伯の認可あるまで同地の封建的権利はザンデルク保有す。1306年、ホルンシュタイン伯は200 マルクを以て右の權利を Alen に譲渡し、加ふるに Sandberg が有せざりし上級下級裁判権を賦與し、且つ封關係より生ずる凡ての勞務給付を免除す。1339年 (1)は Bruno 兄弟の所有となる。	II. 1028 II. 198 II. 680
Arnold Wlome Arnold v. Bardewik	960 m. slav.	この七フウフエはレデシチン村の半分に當る。買手は上級裁判権収入の三分一及び下級裁判権を得。毎フウフエの年収入は、小麦7シエツフェル、裸麥7シエツフェル、大麥16シエツフェル、燕麥32シエツフェルにして、小屋からの年収入は8スラヴ・シリング及び鶏24羽なり。1328年、マリア教會に寄進	B. 438 B. 540
Berthold u. Heinrich W. sseler	220 m.	上級・下級裁判権を含む。12ケ年の買戻権を附す。1321年、ホルンシュタイン伯は同村を Heinrich Lange に4ケ年買戻権付にて220 マルクにて賣却。1329年、ホルンシュタイン伯は同村を Eberhard Wechsler に賣却。1334年 Wechsler は同村をストックホルム市民 Johan Geismer に賣却し、ホルンシュタイン伯の認許を得。	B. 446 B. 499. B. 543. B. 587 u. S. 743. Anm.

年	領邦	村名	フウフエ数	舊所有者	
17	1317	H	Dorf Deutschen Timmendorf	全部	騎士 Detlev Parkentin
18	1319	M	Dorf Benzin	全部	騎士 Johann v. Bülow
19	1320	H	Stockelsdorf	全部	騎士 Burchard v. Otteshude
20	1320	M	Timmendorf auf Poel	16	騎士 Helmold v. Plesse Gottschalk u. Berthold Pren Vicko v. Stralendorf Heineko v. Stralendorf
21	1320	M	Naschendorf	全部	騎士 Ida v. Plüschow
22	1320	H	Dorf Cashagen Dorf Obernwohlde	半分	騎士 Marquard v. Godendorf 兄弟
23	1321	H	Dorf Krumbek	半分	Nr.22の騎士 Marquard v. Godendorf Johann v. Kiel
24	1322	M	Dorf Poppekendorf zu Hoenwendorf bei Wismar	全部	Cismar 修道院

リュベック市の新所有者	價額	備考	出典
Hermann Mornewech Otto	200 m.	全裁判権を含み、凡ゆる買納義務より免除さる。5ヶ年の買戻権を附す。	B. 457, 458
Heinrich Springentgöd	515 m.	2ヶ年の買戻権付。この全村の収入は裸麥 2.5 ラスト、大麥 2.5 ラスト、燕麥 14 ヲレント、野麥十分一 (smalteghede)、雞 280 羽にして、穀農はこれ等を Radegast 河と Stepenitz 河との交會點 Börzow まで運搬す。	B. 370, 371
Emelrich Papa (R.)		完全なる所有権及び上級・下級裁判権を含み、買手の相續者も亦凡ての勞役負擔を免除さる。1333年 Bertram Vorrad (R.)は Thidemann Witte より同村及び Dorf zum Berge の水車と共に得、翌年ホルンタイン伯の認許を得たるより見れば、この間所有者異動ありしもの、如し。1344年 ホルンタイン伯は同村を「リュベック市の領域内の村落と同様にリュベック法とリュベック裁判權とを以て所有し得る」旨を保證せり。	II. 384. II. 560, 575. II. 794.
Hermann, Konrad u. Johann Klendenst		穀物買納は穀農によりツイスマアル又は近くの河川まで運搬さる。1328年 この中の7フウフエを他の所有地(Nr. 29 と共に)マリア教會に寄進。1333年 Jo. ann Woltvogel に残り9フウフエを賣切。	II. 386, 387, 388. B. 538 II. 559.
Hermann Wittenburg Johann v. Dülmen	350 m.	下級裁判權(Judicio vasallorum)を含む。	II. 389
Dietrich Rugenese	290 m.	3ヶ年の買戻権付。	II. 491
Eberhard Campsor		4ヶ年の買戻権付。	II. 418
Marquard v. Cosfeld Hermann v. Alen	600 m.	上級裁判權收入の三分一及び下級裁判權を含む。	B. 503



年	領邦	村名	フウフェ 敷	借所有者
25	1323	M Strömkendorf	半分 (10)	Nr. 20 の賣手と同じ
26	1323	M Strömkendorf	7.5	Nr. 20 の賣手と同じ
27	1325	H Ratjensdorf	全部	Nr. 17 の賣手と同じ
28	1326	M Neudorf auf Poel	10	Nr. 20 の賣手と同じ
29	1328	M Westergolwitz auf Poel	14.5	Nr. 24 の賣手と同じ
30	1328	M Ostergolwitz auf Poel	7.5	Nr. 24 の賣手と同じ
31	1329	H Kl. Wesseke	3	騎士 Markward Wilstermann
32	1329	H Ivendorf	全部	騎士 Hermann Bot
33	1331	M Neuburg	11. Hufen u. 10 Katen	騎士 Georg Pren
34	1331	H Bowerkendorpe	全部	ホルンタイン伯
35	1332	H Dorf Restorf	全部	Nr. 18 の賣手と同じ
36	1334	H Dorf Kücknitz Herrenwiek	全部 若干	騎士 Volrad von Borstel

リュベック市の新所有者	價額	備考	出典
Arnold Wlome Johann Kaiser		1328年 Wlome はその持 分5フウフェをマリア教會 に寄進す。	B. 506, 507 B. 540, 541
Bertram u. Marquard Vorrard	417 m.	1331年 Domherr Johannes v. Sode に賣却。	B. 508. B. 561.
Nikolaus Mornewech	800 m.	1335年 死後オイチンの Collegiat教會に寄進するこ と、遺言す。	B. 519. B. 601.
Hermann Klendenst (R.) Berthold Kruse	445 m.	隸農は毎年穀物貢納をヴィ スマアル又は近くの河川に 運搬す。この10フウフェは 1328年 この10フウフェは Klendenst 所有のチンメン ドルフの7フウフェ(Nr. 20参照)と共に、マリア教 會に寄進。	B. 520 B. 538
Arnold Wlome		隸農には多大の穀物貢納義 務課さる。1328年 マリア教會に寄 進。	B. 530, 531. B. 540.
Gottschalk v. Warendorp (R.)		1336年 マリア教會に寄 進。	B. 533. B. 615.
Eberhard u. Nikolaus v. Alen	200 m.	上級・下級裁判権を含み、 ホルンタイン伯は凡ての貢 納及び勞役給付を免除す。	B. 542 u. Anm.
Heinrich Wullenpunt Johann Parkentin Kirchherr Hermann v. Gossenbrode		同年 Gossenbrode は Parkentin の持分を 120マ アクにて買入る。	B. 548. B. S. 689. Anm
Volmar v. Attendorn (R.)	700 m.	メクレンブルク侯より軍役 以外の勞役貢納の免除と全 裁判権を得るために、更に 300 マアクを支拂ふ。 隸農は穀物貢納をヴィスマ アル又は近くの河川まで運 搬する義務あり。 同年 ドオムに寄進。	B. 559. B. 560.
Hermann Warsow	300 m.	1332年 ドオム參事會に 320 マアクにて賣却。	B. S. 721. Anm. B. 570.
Nr. 18 の買手と同じ	500 m.	半は2ケ年、他半は4ケ 年の買戻權付。 隸農は年貢をリュベック市 に運搬する義務あり。	B. 537
Nikolaus Godetit		1339年、ヨハニス修道院に 600 マアクにて賣却。	II. 591, 592 II. 691.

年	領邦	村名	フツフェ 数	舊所有者
37	1336	M	Johannsdorf	全部 騎士 Johann Kule
38	1337	H	Albrechtsdorf auf Fehmarn	全部 ホルンタイン伯
39	1338	H	Offendorf	13.5 騎士 Siegfried u. Otto v. Buchwald
40	1340	H	Malkendorf	全部 騎士 Siegfried v. Buchwald

- 註 1. 領邦の欄におけるMはメクレンブルク、Hはホルンタイン、Lはラウエンブルクの略。  
 2. 出典の欄のBは Urkundenbuch des Bisthums Lübeck. Tl. I.  
 3. 新所有者の欄の(R)は、市議員たること明かなるものに就きながらも市議員は存することと考へられる。  
 4. 價額の欄のm. はリュベック、マアクの略。  
 5. 假名で書したる宗教團體はすべてリュベック市所在のもの。ド

リュベック市の新所有者	價額	備考	出典
Gerlach v. Castorp の遺言執行人	356 m.	メクレンブルク侯は軍役以外の封建義務及び公的負擔を免除す。同年、ペトリ教會に寄進。	B. 610, B. S. 775, Anm
Eberhard Wesseler	200 m.	凡ての權利及び年20マアクの貨幣地代收得を含む。伯は買戻を保留す。	II. 652
Johann Schepenstede (R.)		年17マアク貨幣地代收得を含む。5ヶ年の買戻權付。1339年 Schepenstedeは全村を買入る。5ヶ年の買戻權付。1341年 Bockwolde は Johann Konstantin (R.)及びこの間に死せる Schepenstede の寡婦に對し 700マアクにて賣却せるよりすれば、前記買戻權は行使されたるもの、如し。この年の賣却には何等保留條項なし。ホルンタイン伯は、この村の凡ての負擔・貢納・封建義務を免除す。	B. 632, B. S. 803, Anm B. 646
Hermann Crane	125 m.	6ヶ年の買戻權付。	II. 607

はラウエンブルクの略。  
 を、I. II. は Urkundenbuch der Stadt Lübeck の第一卷、第二卷を示す。  
 附した。これを附せざる者は文書に單に「リュベック市民」とある者、勿論こ

オム、マリア教會、ヨハニス修道院の如し。

ベックにおける二代目或は三代目の所有者であつたかも知れない。然しそれはこゝでは問題になり得ないことであつて、要するに文書の日附以前に、一度はリュベック市民が取得した他領の土地なのであるから、その意味では右の第一表の中に含めてもよい事例である。たゞ最初の取得事情が不明であるといふことからして、これ等を別に纏めて次の第二表とした。

第 二

年	領邦	村名	フツフエ 敷	リュベック市の舊所有者
41	1238	M Klein-Schwass	全部	Lüder Frese
42	1250	L Pogez Disnack	全部 全部	Eberhard Brake
43	1265	M Vilebeke bei Grevesm.	1	Heinrich v. Iserlohn (Nr. 4 参照)
44	1267	H Görtz Dorf Gerstenkamp	4 全部	Hildemar (R.)
45	1270	H Fargemiel	5	Nr. 44 の舊所有者と 同じ
46	1274	H Fargemiel	1	Nr. 44 の舊所有者と 同じ
47	1277	H Ovendorf	全部	Gerhard v. Adolf Bertram Stalbuk
48	1282	M Sukow	2	Nr. 44 の舊所有者と 同じ
49	1302	L Dorf Gr. Mist	全部	Gottfried v. Cremon (R.) の相続人
50	1309	H Stockelsdorf	林地の 一部分	Hermann Mornewech (R.)
51	1317	H Travemünde	若干の 土地	Menekinus Johann Swinoge Emekin Vector
52	1317	H Dorf Seeretz		Meinrich v. d. Steine の相続人
53	1331	M Dorf Wahrstorf	半 分	Volmar v. Attendorf (R.)
54	1331	M Dorf Mallentin Gostorf	全部 4	Bruno v. Warendorp (R.)
55	1332	H Korsmark auf Laaland		Eberhard v. Alen (R.)

註 1. 新所有者欄の(L)はリュベック市民の略。

表

新所有者	價 額	備 考	出 典
Sonnenkamp 修道院	88 m.	Frese は右金額の損害賠償 のためにこの土地に對する 權利を喪ふ。	II. 16
Reinfeld 修道院	270 m.		I. 164
ドオム	寄 進		B. 170
ドオム	寄 進		B. 194
ドオム	寄 進	1270年 司教及びドオム參 事會は彼及び妻の MARIA 教 會埋葬を許可す。	B. 212 B. 220
ドオム	寄 進		B. 235.
Johannes Frese の息 (L) <sup>(1)</sup>		Frese の息は MARIA 教會に 寄進す。	B. 256.
Sonnenkamp 修道院	寄 進	但し Iserlohn の子はこの 2 フツフエを管理す。	II. 55
Ratzeburg 教會	375 m. lub. et hamb.		II. 149
Marquardo de Zwar(towe?) Dancw(rdo de J)ndagine Ludolfo R(...) wichs	(L)		II. 246
III. Geist-Haus			II. 353
ヨハニス修道院	450 m.	1318年 ホルンタイン伯は この村をリュベック司教に 賣却せるより推せば、Mei- nrich v. d. Steine は同村の 一持分を有せるものゝ如し	B. 461 B. 466
騎士 Gottschalk Storm			II. 528
その子 Johann(L.)	遺 贈		II. 530
ホルンタイン伯			II. 536

以上の二表を通じてみると、リュベック市民の他領内の土地取得は一二三二年メクレンブルクにおけるものを以て最初とする。然しこれは、この年以前にこの種の行爲がなかつたといふ断定を許すものでは決してない。資料集に載らない、或は證據が湮滅して了つた土地所得があつたかも知れないのである。又假りにこの年を以て開始されたとしても、その後一三四〇年に至る百十年の間に、右の二表の總計五十五件が、同市民の他領内の土地取得の全部であつたとはこれ亦做し得ない。資料の傳承しない場合もあらうし、又「文書集」に載つてゐながら見落した場合も絶無とはいへない。然しながらさういつた疑懼は限りないことであるから、いま右の五十五の事例を所與のものとして、若干の考察をこれに加へてみよう。

先づ右の第一表を、大體二十年宛に五期に區切つてこれを領邦別にしてみると、次のやうな數字「I」になるし、又第二表の分は、リュベック市民の手から離れたその年に他領所有者から讓渡されたものと假定して、これを第一表と一括して、同じやうに區劃してみると「II」になる(一)。

第三表

期	メクレンブルク			ホルンタイン			ラウエンブルク		
	I	II	計	I	II	計	I	II	計
第一期	二	三	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第二期	二	三	五	三	七	一〇	〇	〇	〇
第三期	二	三	五	一	一	二	〇	〇	〇
第四期	五	五	一〇	五	八	一三	〇	一	一
第五期	八	一〇	一八	一〇	一一	二一	〇	〇	〇
計	一九	二四	四三	一九	二七	四六	二	〇	二

即ちこの多からぬ全事例の中においても、第一期、換言すればリュベック市の境域設定完了に至るまでの間には、同市民の他領内の土地所得は特に極めて寥々たるものであつた。然し第四期以降即ち第十四世紀に入つてから、それは多くなつて行つてゐる。この所以は、同市が先づ以て商業都市たるべくして建設せられた事情にこれを求め得、更に同市の市民が第十三世紀末から第十四世紀初頭にかけてその資力に餘裕を生じたことにこれを歸し得ること既に言及したところである。資料の上から判明せる限り第一、二の兩表には、土地取得者たる市民が市會議員である場合これを附記したが、彼等が單に市政運営上の優越者であつたばかりでなく、同時に經濟的にも豊かなことを恒としたことは敢て述べるまでもないところであらう。

次に彼等の取得の對象となつた土地は、その殆んど大部分がメクレンブルクとホルンタインとに分布してゐる。しかもこの兩者における取得の回数は「I」は勿論のこと、「II」を以てしても略々同様であつた。一三四〇年までにおけるリュベック市民の土地取得が、この兩領内に、しかも殆んど均等に行なはれた理由については、それ等が同市に最も隣接せる領邦であり、従つてこゝに向はざるを得なかつたといふ自明のものを別にして、この兩領邦とリュベック市との政治的關係、更にその取得された土地即ち農村と都市との經濟的結び付き等の事情を以て答へねばならない。これ等については既に言及したところであるから、こゝには再言するを控へる。然しながらこの他方において、リュベック市民の土地取得は、必ずしもこの兩領邦に均分されたとのみいふことが出来ない。いま右の五十五件に含まれた村落總數を算えると六十四ヶ村に及ぶが、その中で一村内の農地全部が或る市民によつて一時に取得されたものを集計すると、その數三十一ヶ村である。この六十四ヶ村及び三十一ヶ村の各々の分布を見るならば、前記の第三表とは違つた結果が現はれて來るからである。次の第四表がこれである。

第四表

領邦名	第一表第(A)の中 落じての村部が取得 された村部(率)		第一表に おける村部が取得 された村部(率)		第一期 第二期 第三期 第四期 第五期					第二表に おける村部が取得 された村部(率)	
	(A)	(B)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ハ)	(ニ)
メクレンブルク	二四	九	一	一	一	二	二	二	二	五	二
ホルンタイン	三三	一七	二	一	一	一	二	二	二	七	一
ラウエンブルク	七	五	二	二	二	二	二	二	二	三	二
計	六四	三一	四	二	一	二	五	七	九	一五	七

即ちこれによれば三つの領邦の中で、ホルンタイン領内におけるものが六十四ヶ村中の三十三ヶ村、又三十一ヶ村中の十七ヶ村といふやうに、孰れの場合にも過半数を占めてゐるのであつた。こゝにおいて、取得回数の上からは(第三表)、メクレンブルクとホルンタインとを以て殆んど全部が占められ、そしてこの兩者殆んど相伯仲するのであるが、その内容の上からは、第四表、ホルンタインを以て最も多しといふことが出来るのである。勿論村落は大小様々であつて、或る村の全フウフェ数よりも他の村のフウフェ總数の半分の方が多いといふことも屢々ある。然しこの種の比較考量にまでは立ち入らないで置くならば、リュベック市民は一三四〇年に至る間においてホルンタイン領内の土地を取得すること最も多かつたのであつた。このホルンタインとリュベックとの關係は、一部分ではあつたが既に觸れたところである(一)。

第三に、リュベック市民は誰人の所有地を取得したのであつたか。これには第二表は利用し得ない。第一表の總數四十件の舊所有者を内譯すると次の如くなる。

第五表

領邦名	宗教團體	諸侯	騎士	不明	計
メクレンブルク	五	二	一一	一	一九
ホルンタイン	〇	七	一二	〇	一九
ラウエンブルク	〇	一	一	〇	二
計	五	一〇	二四	一	四〇

即ち舊所有者の大部分は封建権力者(領主及び貴族)であつた。彼等がその土地を手離さねばならなかつたのは、この北獨逸における貨幣經濟の展開の結果と做して太過ないであらう。然し彼等は恆にその所有地を抵當に入れ又は賣却して、以て貨幣に對する渴望を満してゐただけではなかつた。その實例は僅少ではあるが、これ等封建権力者が一度市民の手に渡つた土地を再び獲得することもあつたのである。第一表の Nr. 11, 16, 39 や第二表の Nr. 53, 55 の如きはこれである。これと關聯して、リュベック市民がその取得した土地を一般に如何に處分したか、問題とならう。これについて第一、第二の兩表を探ねて次の第六表が得られる。

第六表

領邦名	宗教團體の取得せるもの		諸侯の取得せるもの		騎士の取得せるもの		リュベック市民の取得せるもの		不詳
	第一表	第二表	第一表	第二表	第一表	第二表	第一表	第二表	
メクレンブルク	一三	三	一六	(11)	一〇	(53)	一〇	(54)	一
ホルンシュタイン	六	五	一一	(16)	二	(39)	一	(19)	一〇
ラウエンブルク	〇	二	〇	(55)	〇	〇	〇	(10)	一
計	一九	三	二九	三	二	五	一六	一	一

(註) 括弧内のアラビア數字は第一、二表の事例番號である。

即ち總數五十五件の中で、その約五三%に當る二十九件の土地は、市民によつて取得さるゝや直ちに又は若干の時日を経た後に、教會・修道院・救護院等の宗教團體に寄進されたか或は賣却されてゐる。このことは第一表の註に明示されてゐるやうに、彼等市民の土地取得の動機が宗教的のものであつたことを物語るのであり、概していへばこの種の土地取得は初期におけるものに多かつた。嘗てカプロ教授が「第十三世紀にリュベック市民はその境域外に土地を所有することなかつた」と述べられたのは、彼等が土地を取得しても、間もなくそれを宗教團體に譲渡又は寄進して了つて、結局永続的に保有しなかつたとの意味に外ならない。然し彼等の土地取得がすべて宗教的目的に出づるのではない。第六表末段における十六件(總數五十五件の二九%に當る)は、取得された後如何やうに處分されたかの記載を缺くものであるが、これ等は恐らくその全部が永く所有され続けられたものと推定して過ちな

いであらう。永続的に保持したといふことは、該土地取得が經濟的目的を以て行なはれたとの謂ひであつて、この種の資料は比較的後期、即ち第十四世紀に入つてからのものに多い。そして右の宗教的動機によるものと做した土地取得にも、結果から推してその中に入れたものが含まれてゐるから、こゝに前記宗教的目的によるものゝ比率は五三%より減少し、この他方經濟的目的に出づるものゝ比率は二九%より増加することになるといひ得る。

最後に、リュベック市民は他領内に土地を取得して如何なるものを獲得したか。第一表の備考欄に掲げたやうに土地を單に占有するだけでなく、該地の裁判權をも得ることがあつた。こゝにグルントヘルシャフトが形成される。然しこれを以て、彼等市民が土地領主に轉身することを望んで土地取得に邁進したと簡単に結論を下すことは出来ない。土地所有の關係が身分の如何を定める基準となつた中世のことであるから、彼等はこれに留意して土地を取得したのは勿論である。然しそれは小グルントヘルとしての生活に甘んずるといふ意味においてのものではなかつた。市民として自家の食料獲得が、既述の境域内部の土地によつて充されてゐたとするならば、境域外での土地取得は、ハンザ大商人としての活躍を助長する意味での土地取得、即ちそれは土地に對する投資であつた。従つて彼等が他領内の土地からの収入として求めるものは、裁判収入ではなく農民の貢納、特に穀物であつた。當時彼等が開拓しつゝあつた諸威市場の制覇のために、更に従來からの主要取引先フランドルにおけるその地歩を一層固めるには、穀物は絶好な武器であつた。この事情については他の機會に述べたことがあるからこゝには繰り返さないが、獨逸ハンザの盟主リュベックの市民商人はその隣接領邦内にこの機會を求めて土地取得を圖つたのである。それを確保することは彼等が私利を果ね得ることであると同時に、北歐・西歐における獨逸ハンザ全體の商權を鞏固ならしめる方途だつたのである。

前記第一表のNr. 15, 18, 28, 29, 33等には穀物(小麦・大麦・裸麥・燕麥)收納が例示されてゐる。この外に農民は野菜や鶏の如き生産物を納め、又勞役を給付した。これ等はメクレンブルクにおける事例である。一般にこの地方における農民の貢納は、第十四世紀には殆んど全く穀物より成つてゐて、第十五世紀の間にそれは貨幣形態に轉化したといはれてゐるが(4)、この概説は少くとも第一表の下限たる一三四〇年までのところ正しい。然しこれと違つてホルンタインにおいては、第十四世紀前半に既に貨幣地代の支拂があつたことをNr. 38, 39が示してゐるのである。前者は一三三七年フェエマルン島におけるもの、後者は一三三八年リュベック境域に比較的近い一村落到けるものである。これがホルンタイン全般の事態であつたか、又は一局部的現象であつたかは、尙この後の時期についての諸事例を検して始めて解答を與へることが出来るのであつて、第一表におけるこの二つの事例を以て判定を下すことは差控へねばならないところである。

數年前私は「ハンザ商人が土地に對して幾何程の投資をなし、又大略どの程度の農作物生産者となつてゐたか」について、何等か具體的の成果を得たいと考へてゐる旨を述べたことがあつたが、この念願は今尙充されないであらうといはねばならない。これには少くとも更に第十四世紀後半から第十五世紀頃までにおけるリュベック市民の土地取得の事例を検討して行くことを要するからである。本稿はこれに向ふための一つのそして極めて些少な區切り過ぎない。この故に、本稿には「暫定的考察」なる副題を附さざるを得なかつたのである。

- (1) 時間の區劃如何によつて、これと違つた結果が現はれることはいふまでもない。
- (2) 但しこれを以てリュベック市民のホルンタイン領における土地取得が、特に該領内の或る地點に集中されたままでいふことは出来ない。この吟味に必要な詳細な地圖を持たないので確言し得ないが、前記の地誌や Seiler の地圖等によつ

て大體を推せば、三領邦の孰れにおいても、彼等の取得した土地は散在的に分布するやうである。土地取得が一地方に集中してゐるものとしては、メクレンブルクのヘル島におけるものがあつた。第一表のNr. 13, 20, 28, 29, 30の五件、總計五十四ツツフエがこれである。然しこれは同一人によつて取得されたものもなく、又その孰れも長く取得者の手中に置かれてゐたものではなかつた。

(3) Georg Caro, Neue Beiträge zur deutschen Wirtschafts- und Verfassungsgeschichte. Leipzig, 1911, S. 149-50. 教授がその一例として掲げられたものは、第一表 Nr. 6であるが、シッウルス村の十ツツフエが一二七四年ロマンの聖カイメト教護院に賣却されたと述べられてゐるのは誤りである。

(4) Vgl. Heinz Maybaum, Die Entstehung der Gutsherrschaft im nordwestlichen Mecklenburg. Stuttgart, 1926, S. 108.

(5) 拙稿、末期獨逸ハンザと政治權力、社會經濟史學、第九卷第五號、一六頁參照。(一七・三・三三稿)